

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

被告JERA準備書面（1）

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶 彦

同 建部 壮一郎

本準備書面において、被告JERAは、訴状（令和6年9月30日付け訴状訂正申立書による訂正後のものをいう。以下同じ。）の「請求の原因」に対する反論を述べた上で、これを前提として、争点の整理に必要な限度において認否を行う。なお、略語の使用については、被告JERAの令和6年10月15日付け答弁書（以下「被告JERA答弁書」という。）の例に倣うこととする。また、本準備書面において、頁番号のみを記載した場合には訴状の頁番号を指すものとする。

目次

一 請求の趣旨に対する予備的答弁（本案の答弁）	5
二 被告 J E R A の主張	5
第 1 不法行為に基づく差止請求が認められないこと	5
1 不法行為に基づく差止請求に法律上の根拠がないこと	5
2 不法行為に基づく差止請求は裁判例においても認められていないこと	6
第 2 原告らの請求が不法行為の要件を充たさないこと	7
1 「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないこと	7
2 相当因果関係が認められないこと	14
3 二酸化炭素排出削減義務（違法性）が認められないこと	16
第 3 原告らに対する求釈明	20
三 請求の原因に対する認否	22
第 1 「第 1 はじめに」（8～9 頁）について	22
第 2 「第 2 当事者」（9～10 頁）について	22
1 「1 原告ら」（9～10 頁）について	22
2 「2 被告ら」（10 頁）について	22
第 3 「第 3 請求の法的根拠（民法 709 条・719 条 1 項）」（11～12 頁）について	23
1 「1」（11 頁）について	23
2 「2」（12 頁）について	23
第 4 「第 4 地球温暖化の自然科学的根拠（前提事実）」（13～20 頁）について	23
第 5 「第 5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」（21～73 頁）について	24
1 「1 被侵害利益」（21 頁）について	24
2 「2 気候変動による被害」及び「3 気候変動の予測及び深刻化する被害」（21～63 頁）について	24
3 「4 危険な気候変動の影響は人権への侵害であること」（64 頁）について	

.....	24
4 「5 原告らの権利・利益の侵害」(64～73頁)について.....	24
第6 「第6 被告らの排出削減義務(違法性)」(74～115頁)につい	
て.....	25
1 「1 世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために科学の要請する水準	
でのCO ₂ 排出削減は、原告らが危険な気候変動の悪影響から護られる権利の	
ための現代の国際的公序であること」(74～86頁)について.....	25
2 「2 被告ら電力セクターは、他のセクターより早期のCO ₂ 排出削減が求め	
られていること」(86～95頁)について.....	27
3 「3 国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が法的義務であること	
(企業の人権尊重義務)」(95～114頁)について.....	28
4 「4 結語 - 1.5℃目標の実現と整合する経路での被告らの排出削減は	
法的義務であること-」(114～115頁)について.....	31
第7 「第7 被告らの義務違反行為」(116～135頁)について.....	32
1 「1 被告ら発電事業者は極めて大規模の排出事業者であること」(116～	
122頁)について.....	32
2 「2 被告らは大量のCO ₂ を排出する火力発電事業者であり、本件削減目標	
に沿った排出削減が求められること」(122～123頁)について.....	34
3 「3 被告らの国内での販売にかかる電力からのCO ₂ 排出の実態」(123	
～131頁)について.....	35
4 「4 被告らに求められる排出削減の水準と経路」(131～133頁)につ	
いて.....	36
5 「5 小括」(134～135頁)について.....	36
第8 「第8 被告らに2030年度及び2035年度の排出許容量を超え	
る排出をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」(136～14	
4頁)について.....	36
1 「1 被告らの中期削減計画における目標の実情」(136～137頁)につ	
いて.....	36
2 「2 被告らの2030年度目標は不明瞭で検証ができないものが多く、か	

つ不十分であること」(138頁)について.....	37
3 「3 被告らの計画による2030年度の排出予定量は、求められる排出上限量を大きく上回ること」(138～139頁)について.....	37
4 「4 被告らの排出削減対策は、水素アンモニア混焼、CCSの導入に依存したものであり、削減の実効性に欠ける対策であること」(139～142頁)について.....	38
5 「5 2035年度の削減目標を定めているのは被告JERAのみであり、他の被告らの2050年までの削減経路は不明で、検証もできないこと」(142頁)について.....	39
6 「6 被告らによる2030年の電力供給計画量は2021年度の93%程度であり、うち石炭火力発電所による電力の割合は増加していること」(142～143頁)について.....	39
7 「7 小括」(143～144頁)について.....	40
第9 「第9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性(結果回避可能性)」 (144～146頁)について.....	41
第10 「第10 被告らの関連共同性」 (147～150頁)について....	41
1 「1 被告らは電気事業低炭素社会協議会などを通して共通意思をもってCO ₂ 対策を行う電力事業者であること」(147～150頁)について.....	41
2 「2 被告らの排出行為には719条1項が準用されること」(150頁)について.....	43
第11 「第11 結語」 (150頁)について.....	44

一 請求の趣旨に対する予備的答弁（本案の答弁）

- 1 原告らの被告 J E R A に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

二 被告 J E R A の主張

第 1 不法行為に基づく差止請求が認められないこと

1 不法行為に基づく差止請求に法律上の根拠がないこと

原告らは、本件訴訟において、不法行為（民法 7 0 9 条、同 7 1 9 条 1 項）に基づく差止請求として、被告らに対して、将来における二酸化炭素排出量の削減を請求する旨を主張する（11～12頁）。

しかしながら、民法 7 0 9 条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

（下線・太字による強調は被告 J E R A 訴訟代理人による。以下同じ。）という文言から明らかなとおり、不法行為に対する救済として損害賠償しか認めていない。その例外は、民法 7 2 3 条において明文上認められている名誉毀損の場合の名誉回復措置（名誉毀損における原状回復）のみである。そして、民法 7 2 2 条 1 項・同 4

1 7 条は、不法行為を理由とする損害賠償について、「金銭をもってその額を定める」ものとし、金銭賠償の方法によることを規定している。また、民法 7 1 9 条 1 項も、

「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」との文言から明らかなとおり、上記の金

錢賠償の原則を変更するものではない。

そもそも、不法行為法の制度は、すでに発生した損害の填補を目的とするものであって、将来の不法行為の予防の請求権は、およそ不法行為から直接に発生するものではない。

したがって、原告らが摘示する民法709条及び同719条1項は差止請求の根拠とはなり得ず、原告らの請求に理由がないことは明らかである。原告らの主張は、上記各規定に係る立法者意思を蔑ろにするものであり、立法論の類の主張というほかない。

2 不法行為に基づく差止請求は裁判例においても認められていないこと

原告らは、不法行為に基づく差止請求が認められる根拠として、名古屋地判昭和47年10月19日判時683号21頁を挙げる。しかし、当該判決は、一定の場合に差止請求権が認められ得ることを判示した上で、「過去における違法有責な行為に対する被害者の損害賠償請求権を規定している民法第709条がこのような当然の事理を否定する趣旨を含んでいるものと解されるべきではない。」と述べ、民法709条の存在が、一定の場合に差止請求権が認められ得ることとの関係で障壁になるものではないことを判示したにすぎず、民法709条を根拠として差止請求が認められることを判示したものではない。また、原告らが摘示するその余の裁判例は、いずれも仮処分事件における判断にすぎないし、そのうち広島地決昭和36年4月10日判タ119号86頁及び東京地判昭和44年7月10日判タ238号151頁はいずれも、不法行為を根拠とする差止請求を排斥したものである。さらに、原告らの言及するいずれの裁判例も、民法709条の不法行為の要件を充たすことのみを根拠に差止請求が認められ得る旨を判示したものではない。したがって、原告らの挙げる裁判例はいずれも、不法行為（民法709条）に基づく差止請求権が認められることを基礎付けるものではない。

むしろ、最判昭和43年7月4日集民91号567頁は、「土地の工作物の占有者が当該工作物の設置または保存にかしがあることによつて他人に損害を加えた場合には、被害者が右占有者に対しその損害の賠償を求めうることは、民法七一七条の規定するところであるが、いまだ損害が発生しないのかかわらず、将来損害を生ずるおそれがあることを理由として、その予防のため右工作物の修復を求め、さらにその修復を終えるまでその使用の差止を求めることは、同条の規定に基づいてなしえないものと解すべきである。」と判示し、損害賠償責任を定める不法行為の規定に基づいて、将来の差止請求権が認められることはない旨を示している。

このように、不法行為に基づく差止請求は裁判例においても認められておらず、原告らの請求に理由がないことはいっそう明らかである。

第2 原告らの請求が不法行為の要件を充たさないこと

前記第1において述べたとおり、そもそも不法行為を理由とする差止請求は認められない以上、本来であれば、不法行為の要件について議論する実益はない。もっとも、原告らの請求は、民法709条の定める不法行為の要件を充たすものではなく、この点においても理由がないことは明らかである。そこで、以下では、不法行為の要件のうち、「権利又は法律上保護される利益」の侵害、相当因果関係、義務違反（違法性）の要件について、個別に述べることとする。

1 「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないこと

原告らはその差止請求について、不法行為（民法709条）に基づくものと構成している以上、個々の原告ら一人一人について、「権利又は法律上保護される利益」の侵害（あるいは少なくともその具体的な危険の発生）が認められる必要がある。

この点について、原告らは、「気候変動によって原告らの生命健康が脅かされ、侵

害されている」とか「それが深刻化している」などと述べた上で、まず、①「近年、地球温暖化により気候変動が起こり、世界各地で極端な気象現象が頻発・激甚化し、大規模自然災害によって世界で多くの人々の生命、身体、健康、家屋等の重要な財産等に被害が発生し、日々、その危険にさらされている。このようなCO₂など温室効果ガスの排出に係る危険な気候変動の被害を受けない利益は、人の生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益（憲法13条、25条、29条）である。」とし（21頁）、世界各地で発生する事象を挙げ、これらが気候変動による被害であると縷々論じている（21～63頁）。また、これに加え、②原告らの個別の権利・利益の侵害として、「苛烈な暑さによる身体及び成長発達権等の侵害」（64～67頁）、「災害による生命、身体及び財産権侵害の危険」（67～68頁）、「気候悪化による不安」（68～70頁）、「自らの生活や自国から多重のCO₂を排出することによる精神的苦痛」（70～72頁）及び「原告らが将来受ける権利・利益の侵害」（72～73頁）を挙げている。

しかし、以下に述べるとおり、原告らにおいて「権利又は法律上保護される利益」の侵害（その具体的な危険の発生）は認められない。

（1）①原告らが主張する「人の生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」の侵害の具体的な危険の発生が認められないこと

まず、上記①の主張については、原告らが主張する「生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」の侵害が生じる具体的な危険が生じているということとはできず、また、そうである以上、「CO₂など温室効果ガスの排出に係る危険な気候変動の被害を受けない利益」は、それ自体が法的保護に値する「権利又は法律上保護された利益」となるものではなく、差止請求の根拠となり得るものではない。

すなわち、仮に、将来地球温暖化によって気候変動が生じ、一定の被害が発生するとしても、それは、地球全体の大気中の二酸化炭素濃度が上昇して地球全体の温

暖化が進行し、これが地球全体に影響を及ぼすことによるものである。地球温暖化による気候変動によって、将来の一定の時点で原告らの居住する地域において何らかの被害が発生する可能性の有無・程度や、現実には発生する災害等の内容・程度、現実には災害等が発生する場所等には様々なものがあり得る。したがって、個々の原告らが実際に被害に遭うか否かは、様々な不確定要素に左右されるものであって、現時点において具体的に想定できるようなものではない。また、現在は、パリ協定等の国際的な枠組みの下、各国で温室効果ガスの削減に向けた取組みが実施されており、我が国でも、地球温暖化対策計画、2050年カーボンニュートラル、2030年削減目標の引上げ及び地球温暖化対策推進法の改正等の取組みが進められており、被告JERAにおいても、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを目指す「JERAゼロエミッション2050」を策定及び公表している（乙1・26頁、乙2・5頁）。したがって、現時点において、原告らの主張する「人の生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」の侵害が生ずる具体的な危険が生じているものではない（以上については、火力発電所の稼働の差止め等が請求された事件（神戸地裁平成30年（ワ）第1551号）において、裁判所も同旨の判示をしている（乙3・95～98頁）。）。

なお、そもそも、原告らの主張は、仮に被告らが、二酸化炭素排出量を、2019年度の年間排出量と比較して、2030年度までに48%、2035年度までに65%削減すること（訴状第11。以下「本件削減目標」という。）を達成できなかった場合に、2030年度及び2035年度の各時点で直ちに原告らの「生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」の侵害が生じると主張するものであると理解することもできない。

このように、地球温暖化により原告らの「生命、健康、重要な財産といった極めて重要な権利利益」の侵害が生ずる具体的な危険が存在するとは認められない。そして、そうである以上、「CO₂など温室効果ガスの排出に係る危険な気候変動の被害」というのも、将来の不確定かつ抽象的な危険にすぎず、これを受けない利益なるも

のが法的保護の対象となるべき利益に当たらず、差止請求権の根拠となり得るものでないことは明らかである。

(2) ②原告らの個別の権利・利益の侵害が認められないこと

ア 「苛烈な暑さによる身体及び成長発達権等の侵害」(64～67頁)が認められないこと

原告らは、「苛烈な暑さにより、熱中症等で身体を侵害され、また生命侵害の危険に晒されている。また、夏季に十分な体育の授業や部活動が実施されなくなることで成長発達権(子どもの権利条約6条)を侵害され、さらには、部活動や余暇活動、趣味が制約される一方で生活費を賄うための就労を増やさざるを得なくなることで自己決定権や幸福追求権(憲法13条)が既に侵害されている。」と主張する(67頁)。

しかしながら、前記(1)において述べたとおり、地球温暖化による気候変動によって個々の原告らが実際に被害に遭うか否かは、様々な不確定要素に左右されるのであって、生命、身体に被害が生ずる具体的危険が生じているものとはいえない。

また、成長発達が極めて多くの要因によって左右されるものであることはいうまでもない。夏季における体育の授業や部活動は、その実施の有無・程度の如何によって直ちに成長発達が妨げられるという事柄ではないし、実施内容や実施方法次第で実現可能なものであるという見方もあり得る。そうすると、それらの活動に関する利益は成長発達との関係において極めて抽象的なものにすぎず、法律上保護される利益として認められるものとはいえない。

さらに、個々の原告らについてどのような具体的事情があるのか不明であるが、部活動や余暇活動、趣味、あるいは、就労については、仮に地球温暖化による気候変動が生じたとしても、原告らが自らの選択によってそれらの活動を行うことがお

よそ不可能となるものではなく、少なくとも法的保護の対象となるような自己決定権や幸福追求権の侵害が存在するものではない。

イ 「災害による生命、身体及び財産権侵害の危険」(67～68頁)が認められないこと

原告らは、フィリピンやアメリカで発生した災害に言及した上で、「気候変動により発生した災害に巻き込まれ、生命、身体及び財産権を侵害される大きな危険を負わされている」と主張する(68頁)。

しかしながら、前記アにおいて述べたとおり、地球温暖化による気候変動によって原告らが実際に災害等の被害に遭うか否かは、様々な不確定要素に左右されるのであって、生命、身体及び財産の侵害が生ずる具体的危険が生じているものではない。

また、災害に遭遇する抽象的可能性については、気候変動の他にも様々な不確定要素の影響を受けるのであり、その潜在的・抽象的な危険には誰もが晒されているのであって、このような潜在的・抽象的な危険の存在をもって具体的な差止請求権が基礎付けられるものでないことは明らかである。

ウ 「気候悪化による不安」(68～70頁)が法律上保護される利益にあたらないこと

原告らは、「気候変動による影響はこの問題に関心・意識の高い者ほど、感受性が強くなる傾向が高いと考えられ、十分な気候変動対策がとられないことにより強い精神的な苦痛を味わうことになる。原告らは気候変動に対する関心・意識が高い者たちであり、気候変動による不安を感じながら日常生活を送っている。」として、「被告らにより十分な気候変動対策がとられないことにより精神的な苦痛を被っている」

と主張する（69～70頁）。

しかしながら、前記アで述べたとおり、地球温暖化による気候変動によって原告らの生命、身体及び財産の侵害が生ずる具体的危険が生じているものではない。そうである以上、気候変動ないし被告らによる対策に関する「不安」は、気候変動という不確定な将来に対して抱く抽象的な不安であるといわざるを得ず、法的保護に値する利益でないことは明らかである。

また、このことは、個々人の気候変動による影響に対する関心・意識の有無や感受性の強弱といった内心の事情によって異なるものでもない。そもそも、多種多様な社会的危険に対して覚える不安の程度は人によって区々であるところ、感受性の強弱のような極めて主観的な事情によって左右される精神的苦痛の類をもって、具体的な差止請求権を基礎付けることとなり得ないことは明らかである。

エ 「自らの生活や自国から多重のCO₂を排出することによる精神的苦痛」（70～72頁）が法律上保護される利益にあたらぬこと

原告らは、「自らの生活や自国から多量のCO₂を排出したくない」「弱い立場の人たちをCO₂の排出を通じて加害したくない」という思いは重要な自己決定であり、自己決定権の一つとして保護されるべきものである」として、「被告らにより十分な気候変動対策がとられないことにより自己決定権が侵害され、精神的な苦痛を被っている」と主張する（70～72頁）。

しかしながら、いうまでもないことであるが、いわゆる自己決定権は、文字どおり自己に関する事柄を自ら決定するという権利であり、他者に係る事柄について決定する権利ではない。しかるに、本件訴訟において、原告らが差止請求の対象としている二酸化炭素排出行為は、被告らが行う事業活動の内容を構成する事柄であって、これについて原告らの自己決定権が及ばないことは明らかである。さらに、以上の点を措くとしても、「自らの生活や自国から多量のCO₂を排出したくない」、

「弱い立場の人たちをCO₂の排出を通じて加害したくない」という思いは、極めて抽象的かつ不明瞭であって、かつ、所在する国が同じであるということを経由して他者の行動を自己の願望に沿う形に制約したいというものにすぎず、これが法的保護に値する利益でないことも明らかである。

オ 「原告らが将来受ける権利・利益」（72～73頁）が法律上保護される利益にあたらぬこと

原告らは、気象災害について「原告ら若者世代は今後より長くかつ激甚化したものを体験することは避けられない」と主張するとともに、「原告の子ら・あるいは更にその下の世代は、原告ら又は原告らの親の世代が享受してきた環境、安定した気候を享受できず、生命・身体の危険にさらされるのであって、これも原告らが将来受ける権利・利益の侵害である」と主張する（72頁）。

しかしながら、前記アにおいて述べたとおり、地球温暖化による気候変動によって原告らが実際に災害等の被害に遭うか否かは、様々な不確定要素に左右されるのであって、生命、身体及び財産の侵害が生ずる具体的危険が生じているものではない。このことは、「原告の子ら・あるいは更にその下の世代」についても同様である。また、そもそも、「原告の子ら・あるいは更にその下の世代の生命・身体に係る利益」が、原告ら自身の「権利又は法律上保護される利益」に該当しないことは明らかである。

（3） 小括

以上のとおり、原告らの主張は、いずれも、民法709条の「権利又は法律上保護される利益」に該当しないものに係る主張か、あるいは、それに対する侵害の具体的危険が生じていることを基礎付けるものではない。したがって、この点におい

ても、原告らの主張する不法行為が成立しないことは明らかである。

2 相当因果関係が認められないこと

(1) はじめに

神戸地判令和5年3月20日（乙3・98～100頁）が判示しているとおり、地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害については、これを特定の排出源に帰責できるだけの連関は認められず（後記（2））、また、多様な排出源のうちの特定のものを地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することもできないのであって（後記（3））、仮に地球温暖化による気候変動に起因して何らかの被害が発生する危険があったとしても、これと被告JERAの発電事業における二酸化炭素排出行為との間に相当因果関係は認められない。

(2) 地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害を特定の排出源に帰責できるだけの連関が認められないこと

大気汚染物質による健康被害の場合のように、排出源から排出された有害物質が個々の周辺住民の身体に取り込まれることによって生命・身体に被害が生ずるといったものとは異なり、本件で原告らが排出量の削減を求める二酸化炭素は、それ自体が直ちに原告ら個人々の生命、身体、財産等に対する被害を生じさせたり、または、生ずる高度の蓋然性をもたらしたりするものではない。地球温暖化による被害は、地球全体の大気中の二酸化炭素濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによって生じ得るものであり、被告JERAの運用する火力発電所からの排出を含め、個々の排出源からの二酸化炭素の排出は、それぞれが地

球全体の温暖化に一部寄与することはあり得ても、個々の被害との間に直接的な条件関係があるものではない。

すなわち、仮に地球温暖化による気候変動によって原告らに何らかの被害が生じるおそれがあったとしても、当該被害を防止するには、地球全体の温暖化を防止する以外に方法はなく、そのためには、地球上の人為的な二酸化炭素の排出の総量を管理することが必要となる。その意味で、二酸化炭素の排出と被害の発生との因果関係は、地球上のあらゆる人為的な二酸化炭素の排出の総体と、気候変動によって地球上の人類に生ずるおそれのあるあらゆる被害の総体との間に存するものである。しかるに、例えば、2019年における世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量は336億トンであるところ(乙4)、これに対して、被告JERAの2019年度における発電事業に伴う二酸化炭素排出量(約1億2450万トン(乙5・84頁))が占める割合は、わずか約0.37%であって、原告らに生ずるおそれのある被害との関係性は、極めて希薄であり、被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素排出に、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関を認めることは到底できない。このような、わずかな寄与によって、相当因果関係が認められるとすれば、地球上のあらゆる人為的な二酸化炭素の排出源が、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることになるのであり、それだけでなく、原告ら、ひいては日本国内の人々にとどまらず、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害が被告JERAに帰責されることにもなり得るのであって、かかる帰結が不当であることは論を俟たない。

(3) 多様な排出源のうち特定のものを、地球温暖化による気候変動によって生じ得る被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することはできないこと

連関の強弱の点を措くとしても、地球温暖化の進行は、二酸化炭素の多種多様な

人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告らに生ずるおそれのある被害を防止するための二酸化炭素の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をそれぞれどの程度削減するかによって無限にあり得るところであり、二酸化炭素の排出を削減すべき排出源及びその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではない。この点において、例えば大気汚染物質の排出による健康被害の場合に、排出される有害物質が人体に取り込まれて悪影響を及ぼすのを防止するために有害物質の排出源による排出を差し止めることが一義的に必要になることとは根本的に異なっている。そして、そのような二酸化炭素の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主制の過程によって行われるべきものであり、その選択・決定なしに、多種多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することはできない¹。

3 二酸化炭素排出削減義務（違法性）が認められないこと

（1）はじめに

以下に述べるとおり、被告 J E R A は原告らに対して二酸化炭素排出削減義務を負うものではなく、被告 J E R A による二酸化炭素の排出行為に不法行為法上の違

¹ このことの現れとして、エネルギー政策については、エネルギー政策基本法 12 条 1 項に基づき政府がエネルギー基本計画を定めることとされている。そして、2021 年 10 月に定められた第 6 次エネルギー基本計画（乙 6）において、「エネルギー政策の基本的視点（S+3E）の確認」として、「（1）あらゆる前提としての安全性の確保」（Safety）、「（2）エネルギーの安定供給の確保と強靱化」（Energy Security）、「（3）気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保」（Environment）、「（4）エネルギー全体の経済効率性の確保」（Economic Efficiency）が挙げられていること（18～20 頁）を含め、エネルギー基本計画の全体を見れば明らかであるとおおり、エネルギー政策は、気候変動の抑制の視点だけではなく、エネルギーの安定供給の確保などの視点も踏まえて行われる高度の政策判断によるものである。

法性は認められない。

(2) 国連指導原則等が二酸化炭素排出削減義務の根拠とはならないこと

原告らは、国際連合人権委員会「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「国連指導原則」という。)、 「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」(以下「OECD行動指針」という。) 及び「国連グローバル・コンパクト」が、被告JERAの原告らに対する二酸化炭素排出削減義務の根拠となるかのごとく主張する(96～106頁)。

しかしながら、国連指導原則は、「一般原則」として、「この指導原則におけるいかなるものも、新たな国際法上の義務を創設するものとして…解釈されるべきではない」と明記しているとおりの(甲A4・3頁)、新たな国際法上の義務を発生させるものではないから、被告JERAの原告らに対する法的義務としての二酸化炭素排出削減義務を発生させる根拠とならないことは明らかである。

また、OECD行動指針は、そもそも被告JERAが「多国籍企業」に当たるものとしてその適用を受けるか否かも不明であるが、いずれにせよ、第1章1項(甲A5・5頁)に記載されているとおりの、「多国籍企業に対して各国の政府が行う勧告」であり、「企業による行動指針の遵守は自主的なものであり、法的に強制し得るものではない」とされていることから明らかなおりの、何らの法的拘束力を有するものではなく、これも、被告JERAの原告らに対する法的義務としての二酸化炭素排出削減義務を発生させる根拠とはなり得ない。

さらに、「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのウェブページ(乙7)において、「グローバル・コンパクト10原則の遵守は強制的なものですか?」との質問について、「署名企業の自発的なイニシアチブであって、規制の手段や法的に拘束力のある行動規範ではありません」と解説されていることから明らかなおりの、何ら法的拘束力を有するもので

はなく、原告らが主張する二酸化炭素排出削減義務や「予防原則的アプローチとして環境悪化を防止する対策を実施すべき義務」(105頁)を発生させる根拠とはならないことは明らかである。

また、原告らは、外国における気候訴訟に関する複数の判決に言及しているが(106～111頁)、日本法と異なる準拠法の下での判断である外国判決が二酸化炭素排出削減義務の根拠とならないことは論を俟たない²。

(3) 環境基本法その他の国内法が二酸化炭素排出削減義務の根拠とはならないこと

原告らは、環境基本法8条4項の「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める」との規定から二酸化炭素排出削減義務が導かれる旨を主張するが(111～112頁)、当該規定は、その文言から明らかなどおり、事業者の努力義務を定めたものにすぎず、被告JERAの原告らに対する具体的な法的義務としての二酸化炭素排出削減義務の根拠となり得ないことは明らかである。また、原告らは同法15条に基づいて定められた環境基本計画についても言及するが(112頁)、環境基本計画は、政府における環境の保全に関する施策の基本的な方向を示すものであり、事業者、国民及び民間団体に対して法律上の効果を有するものではないから(乙8(環境省総合環境政策局総務課編著「環境基本法の解説(改訂版)」)188頁)、これも、被告JERAの原告らに対する二酸化炭素排出削減義務の根拠とはなり得ない。

さらに、原告らは、地球温暖化対策の推進に関する法律2条の2、5条、23条及び26条に言及するが、これらの規定も被告JERAの原告らに対する二酸化炭

² なお、2021年5月26日にハーグ地方裁判所がロイヤルダッチシェルに対して二酸化炭素排出削減を命じた判決は、2024年11月12日に控訴裁判所により取り消されている。

素排出削減義務の根拠となるものではない。すなわち、同法2条の2は、地球温暖化対策の推進が「国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。」という「基本理念」を示しているにとどまり、かかる規定から具体的な二酸化炭素排出削減義務が導かれるものでないことは明らかである。また、同法5条及び23条についても、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。」（5条）、「事業者は、事業の用に供する設備について、[中略]温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。」（23条）と規定していることから明らかなおり、事業者の努力義務を定めたものにすぎず、被告JERAの原告らに対する二酸化炭素排出削減義務の根拠となり得ないことはいうまでもない。さらに、同法26条は、温室効果ガス算定排出量の報告義務を定めたものにすぎず、これも二酸化炭素排出削減義務の根拠とはなり得ない。

（4）「国際的公序」が二酸化炭素排出削減義務の根拠とはならないこと

原告らは、「CO₂については、『2019年度の年間排出量比で、2030年度に48%、2035年度に65%削減』（本件削減目標）は、今日の国際的公序であるというべきである」、「国際的な公序・コンセンサスは、政府はもとより、民間企業の排出削減の法的義務の水準の根拠となっている」、「本件削減目標は、国際社会のコンセンサスであるIPCC第6次評価報告書統合報告書に基づく排出削減である」として、被告らが「不法行為法上、CO₂の排出を、2019年比で2030年までに48%、2035年までに65%、削減する義務を負う」と主張する（114～115頁）。かかる原告らの主張は、IPCC第6次評価報告書統合報告書の表S

PM. 1 (甲B6・29頁) が示している数値(本件削減目標)が「国際的な公序」となり、それが被告らの二酸化炭素排出削減義務を導く旨を主張するものと解される。

しかしながら、そもそも原告らが主張するところの「国際的な公序」の意味内容やその法的位置付けは不明であるといわざるを得ず、少なくとも、「国際的な公序」なるものが、日本法上の不法行為の成立を基礎付ける、私人間の何らかの義務ないし違法性を導く法源であると解する根拠はおよそ見出しがたい(なお、原告らが二酸化炭素排出削減義務の根拠として個別に主張する国連指導原則や国内法等と「国際的な公序」との関係も不明である。)

さらにいえば、原告らの主張は、地球全体の二酸化炭素排出削減量が本件削減目標をわずかにでも下回れば、直ちに日本の不法行為法における個人に対する違法な権利侵害という評価を導くという前提に立っていると解するほかないところ、そのような前提に立つ根拠はおよそ不明といわざるを得ない。ましてや、世界全体の二酸化炭素排出量に占める割合がわずかに約0.37%にすぎない被告JERAの二酸化炭素排出量が、その削減目標をわずかにでも下回れば違法の評価を受ける性質の数値であるとは到底考えられない。

したがって、「国際的な公序」なるものから、被告JERAが原告らに対して負う具体的な法的義務として、本件削減目標という特定の二酸化炭素排出削減義務が導かれるとする原告らの主張は失当であるといわざるを得ない。

第3 原告らに対する求釈明

- 1 前記第1で述べたとおり、民法709条は不法行為の効果として損害賠償のみを認めており、不法行為に基づく差止請求は明文上の根拠を欠くものであるが、原告らは、民法709条の定める要件を充たせば、そのみで差止請求権が発生すると主張するのか否か(換言すれば、民法709条に基づき損害賠償請求権が

発生し得る場合には、すべからく差止請求権が発生すると主張するのか否か)を明らかにされたい。また、仮に、民法709条の定める要件とは異なる要件を充たすことによって差止請求権が発生すると主張するのであれば、具体的に、いかなる要件を充たす必要があるのかを明らかにするとともに、当該要件に沿って自らの主張を整理されたい。

2 原告らは、本件削減目標という特定の二酸化炭素排出削減義務の根拠として「国際的な公序」なるものを主張するが、

①原告らが「国際的な公序」の内容を構成すると主張する数値（本件削減目標）が、それをわずかでも下回れば直ちに個人に対する違法な権利侵害という評価を導くものとして設定されていると主張するのか、

②仮にそのように主張するのであれば、その法的根拠は何か、

③「国際的な公序」とは、民法90条にいう「公の秩序」と同義か、

④仮にそのように主張するのであれば、民法90条にいう「公の秩序」に反する場合には、全て差止請求権が発生すると主張するのか（仮に全ての場合に発生するわけではないというのであれば、いかなる相違点により、いかなる根拠に基づいて、本件においては差止請求権が発生するということになるのか）、

について、明らかにされたい。

三 請求の原因に対する認否

第1 「第1 はじめに」(8～9頁)について

知らないし争う。

被告JERAを含む個別の事業者は、原告ら個人に対する具体的な法的義務として、二酸化炭素の排出を削減する注意義務を負うものではない。

なお、原告らは、2021年5月27日にハーグ地方裁判所がロイヤルダッチシェル社に対して二酸化炭素の削減を命じた判決に言及するが、脚注2(本準備書面18頁)において述べたとおり、同判決は、2024年11月13日に控訴裁判所によって取り消されている。

第2 「第2 当事者」(9～10頁)について

1 「1 原告ら」(9～10頁)について

第1段落(「原告らは、いずれも…」)は不知。

第2段落(「原告らは深刻な災害の…」)のうち、第1文は争い、第2文は不知。

第3段落(「また、原告らは、MAPA…」)は不知。

2 「2 被告ら」(10頁)について

第1段落(「被告らは、いずれも…」)の被告JERAに係る主張のうち、被告JERAが火力発電事業(石炭を燃料とするものを含む。)を行っていることは認め、その余は争う。被告JERAに係る主張以外は不知。

第2段落(「後述するとおり…」)は、全体として知らないし争う。

第3段落(「以下、被告株式会社JERAを…」)は、略称の説明にすぎないため、認否の要を見ない。

第3 「第3 請求の法的根拠(民法709条・719条1項)」(11~12頁)について

1 「1」(11頁)について

認否の要を見ない。

なお、脚注2(本準備書面18頁)において述べたとおり、2021年5月27日にハーグ地方裁判所がロイヤルダッチシェル社に対して二酸化炭素の削減を命じた判決は、2024年11月13日に控訴裁判所によって取り消されている。

2 「2」(12頁)について

争う。

第4 「第4 地球温暖化の自然科学的根拠(前提事実)」(13~20頁)について

全体として不知。ただし、原告らは、種々の公表資料に言及し、その記載を引用したり、図表を転載したりして主張を行っているところ、特に断らない限り、当該公表資料(原告らが書証として提出するものに限る。)が存在すること自体、あるいは、当該公表資料に原告らの引用する記載や図表が見られること自体は認める。「不知」の趣旨がこのようなものであることは、次項以下でも同様である。

原告らによる事実の評価(上述した公表資料の内容の評価や解釈を含む。)に係る

主張は、請求原因を構成する事実ではないし、権利自白の対象でもないことから、認否の要を見ない。

第5 「第5 権利又は法律上保護される利益の侵害のおそれ」(21～73頁)について

1 「1 被侵害利益」(21頁)について

争う。

前記二第1において述べたとおり、不法行為に基づく差止請求権は認められない。また、その点を措くとしても、被告JERAによる二酸化炭素の排出により、原告らの生命、健康、重要な財産に被害が生ずる具体的な危険が生じていることは認められないから、不法行為の要件を満たすものではない。

2 「2 気候変動による被害」及び「3 気候変動の予測及び深刻化する被害」(21～63頁)について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

3 「4 危険な気候変動の影響は人権への侵害であること」(64頁)について

争う。

4 「5 原告らの権利・利益の侵害」(64～73頁)について

個々の原告らに係る事実の主張は、不知。

本項に述べられた事情が原告らの法的保護に値する権利・利益の侵害に当たると
いう主張は、争う。

第6 「第6 被告らの排出削減義務（違法性）」（74～115頁）について

1 「1 世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために科学の要請する水準
でのCO₂排出削減は、原告らが危険な気候変動の悪影響から護られる権利の
ための現代の国際的公序であること」（74～86頁）について

(1) 「(1) はじめに」（74～75頁）について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

(2) 「(2) パリ協定採択に至るまでの経緯」（75～76頁）について

全体として不知。

ただし、原告らは、京都議定書における温室効果ガスの排出削減に係る数値目標
について「先進国全体で1990年比6%削減」と主張するが（76頁）、誤りであ
る。同数値目標は、正しくは、1990年を基準として先進国全体で少なくとも5%
削減することを目指すというものである。

(3) 「(3) パリ協定の採択と温度目標」（76～77頁）について

全体として不知。

(4) 「(4) 1.5℃目標を目指す合意」（77～86頁）について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

ただし、原告らは、「2020年初めの段階で、67%の確率で1.5℃の上昇に止めるための残余のカーボンバジェットは4000億tCO₂(400GtCO₂)」であると主張するが(78頁)、原告らが引用する「表10」の記載によれば、この数値はあくまでも「推定値」であり、また、「付随する非CO₂排出削減の程度により、左記の値は220GtCO₂以上増減しうる」とされている。このように、原告らの指摘する数値は、大幅な変動が見込まれる流動的な「推定値」にすぎない。

次に、原告らは、グラスゴー気候合意(甲A3)において、「CO₂排出量を2010年度比で…2050年に実質ゼロに」すること、及び、「石炭火力の段階的廃止」が盛り込まれたと主張するが(83頁)、正確ではない。すなわち、グラスゴー気候合意において、「オーバーシュートを伴わないか、あるいは、最小限に抑えながら地球温暖化を1.5℃に抑えるため」に必要とされる温室効果ガス排出量の削減の内容として、「世界全体の二酸化炭素排出量を…実質ゼロに」するとされた時期は、「今世紀半ば頃」である(甲A3・17項(4頁))。また、同合意に「石炭火力の段階的廃止」に相当する内容は一切見られず、単に「石炭火力発電の逡減(フェーズダウン)…に向けた努力を加速させること」が盛り込まれたにすぎない(甲A3・20項(4頁))。

さらに、原告らは、「AR6SYRで示された内容が、現時点で1.5℃目標達成のために世界的に求められている排出削減の水準であり、国際的な公序として位置づけられた水準なのである。」と主張するが(85～86頁)、「国際的な公序」なるものは、その意味内容や法的位置付けも明らかではなく、被告JERAを含む個別の事業者に対して具体的な法的義務を課す根拠となり得るものではない。また、そ

もそも、COP28³においてAR6SYR⁴に示された削減目標が法的拘束力を持つものとして合意されたわけでもないのであり、当該目標が「国際的な公序」に当たると主張する理由も示されていないというほかない。

(5)「(5) 1.5℃目標に対する日本の残余のカーボンバジェットは極めてわず
かであること」(86頁)について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

2 「2 被告ら電力セクターは、他のセクターより早期のCO₂排出削減が求
められていること」(86～95頁)について

(1)「(1)化石燃料インフラからの排出量だけで1.5℃のための残余のカーボ
ンバジェットを超えること」(87～88頁)について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

ただし、原告らは、「AR6WG3は、既設の発電所及び新設発電所を予定どおり稼働させることは許されず、早期の廃止が不可欠であることを指摘したものといえる。」と主張するが(88頁)、AR6WG3⁵(甲B5)にその旨の記載が見られるわけではなく、原告らの独自の解釈にすぎないことを指摘しておく。

(2)「(2)電力セクターに求められるCO₂削減の経路」から「(5)再生可能

³ 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(Conference of the Parties, COP)を指す。

⁴ 気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC)の第6次評価報告書(Sixth Assessment Report, AR6)の統合報告書(Synthesis Report, SYR)を指す。

⁵ 気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書(AR6)の第3作業部会(Working Group 3, WG3)報告書を指す。

エネルギーへの移行・既存技術の活用等により大幅なCO₂削減が可能であること」まで（88～95頁）について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

(3) 「(6) 小括」(95頁)について

争う。

3 「3 国際公序に基づく大規模排出企業の排出削減が法的義務であること(企業の人権尊重義務)」(95～114頁)について

(1) 「(1) はじめに」(95～96頁)について

争う。

(2) 「(2) 被告企業らの国際的規範に基づく人権尊重・侵害回避義務」(96～106頁)について

ア 「ア 国連指導原則」(96～101頁)について

(ア) 「(ア) 国連指導原則の制定経緯(国連指導原則が、グローバリゼーションに伴うガバナンスギャップを埋めるための「保護、尊重、救済の枠組み」として制定されたこと)」から「(ウ) 国連指導原則の内容」まで(96～101頁)について

全体として不知。また、原告らによる評価は、認否の要を見ない。

(イ)「(エ) 被告企業らに国連指導原則が適用されること」(101頁)について

被告 J E R A において、国連指導原則が自らに適用されることを認めているという主張は、概ね認める。その余は、全体として争う。前記二第 2・3 (2) において述べたとおり、国連指導原則は、被告 J E R A を含む個別の事業者に対して具体的な法的義務を課すものではない。

イ 「イ OECD 多国籍企業行動指針」(101～104頁)について

(ア)「(ア) OECD 責任ある企業活動に関する多国籍企業行動指針の位置付け」及び「(イ) OECD 行動指針の内容」(101～104頁)について

全体として不知。

(イ)「(ウ) 被告企業らに OECD 行動指針が適用されること」(104頁)について

被告 J E R A に係る主張のうち、被告 J E R A の企業グループが、海外において発電燃料の調達や発電事業を行っていること、及び、電力を海外で販売していることは認めるが、被告 J E R A の企業グループがその製品を海外に輸出していることは否認し、その余は知らないし争う。なお、前記二第 2・3 (2) おいて述べたとおり、OECD 行動指針は、被告 J E R A を含む個別の事業者に対して具体的な法

的義務を課すものではない。

被告 J E R A に係る主張以外は不知。

ウ 「ウ 国連『グローバル・コンパクト』」（104～105頁）について

第1段落（「国連は、2000年……」）及び第2段落（「グローバル・コンパクトの……」）については、全体として不知。

第3段落（「これらの原則に……」）のうち、被告 J E R A がグローバル・コンパクトに参加していることは認める。被告 J E R A に係る主張以外は不知。

第4段落（「したがって、この被告3社は……」）は争う。前記二第2・3（2）において述べたとおり、グローバル・コンパクトは、参加企業に対し、「予防原則的アプローチとして環境悪化を防止する対策を実施すべき義務」を負わせるものではない。

エ 「エ 被告企業らが国際的規範に基づき人権尊重・侵害回避義務を負うこと」及び「オ 被告らが「応分の負担」を負うこと」（105～106頁）について

全体として争う。

（3）「（3）海外における気候訴訟判決における企業の削減義務」（106～111頁）について

海外の訴訟及びその判決に係る事実は、全体として不知。なお、脚注2（本準備書面18頁）において述べたとおり、2021年5月27日にハーグ地方裁判所がロイヤルダッチシェル社に対して二酸化炭素の削減を命じた判決は、2024年1

1月13日に控訴裁判所によって取り消されている。

主張は争う。海外の訴訟における判決は、原告らが主張する被告らの義務の発生を根拠付けるものではない。また、国連指導原則は、被告JERAを含む個別の事業者に対して具体的な法的義務を課すものではない。

(4) 「(4) 排出削減義務は国内法からも基礎づけられること」(111～114頁) について

ア 「ア 環境基本法」(111～112頁) について

第1段落(「環境基本法(平成5年法律第91号)は…」)及び第2段落(「同条に定められる基本理念としては…」)はいずれも認める。

第3段落(「事業者の責務としては…」)のうち第1文は認め、第2文は争う。前記二第2・3(3)において述べたとおり、環境基本法8条4項は原告らが主張する義務の発生を根拠付けるものではない。

イ 「イ 環境基本計画」(112頁) について

概ね認める。

ウ 「ウ 地球温暖化対策促進法(温対法)」(112～114頁) について

認める。

4 「4 結語 - 1. 5℃目標の実現と整合する経路での被告らの排出削減は

法的義務であること一」(114～115頁)について

全体として争う。

第7 「第7 被告らの義務違反行為」(116～135頁)について

1 「1 被告ら発電事業者は極めて大規模の排出事業者であること」(116～122頁)について

(1) 「(1) 排出削減目標の基準年である2019年度のエネルギー起源CO₂排出量は10億2900万tであり、その約4割が発電事業によるものであること」(116～119頁)について

第1段落(「日本の温室効果ガス排出量…」)から第4段落(「下図はこれらの関係を…」)までは、環境省が「表14」、「表15」及び「図38」に係る情報を公開しているという事実の限りで認める。

第5段落(「以下の図39に示すとおり…」)は、「図39」に掲載された情報の正確性が不明であるため、不知。

第6段落(「発電部門からの排出量は…」)のうち第一文は不知。第二文は、根拠を伴わない原告らの予測にすぎず、認否の要を見ない。

第7段落(「発電部門は日本の最大の…」)は、認める。

第8段落(「そして、以下の図40は…」)は、「図40」に掲載された情報の正確性が不明であるため、不知。ただし、「図40」を前提とすると、2013年度以降、以下のとおり石炭火力の排出量は概ね減少傾向にあるから、これが「高止まりしている」という原告らの主張は誤りである。

2013年度：291百万tCO₂

2014年度：285百万tCO₂
2015年度：284百万tCO₂
2016年度：279百万tCO₂
2017年度：281百万tCO₂
2018年度：267百万tCO₂
2019年度：262百万tCO₂

(2)「(2) 日本の発電事業にかかるCO₂排出量は、国別排出量データにおける世界の上位16番目の国の排出量にも相当する大量であること」(119～120頁)について

概ね認める。

(3)「(3) 被告らは国内最大級のCO₂排出事業者であること」(120～122頁)について

被告JERAに係る主張のうち、被告JERAの2019年度における発電事業に伴う二酸化炭素排出量が概ね「表17」に記載のとおりであること⁶、並びに、被告JERAが相馬共同火力発電株式会社及び常磐共同火力株式会社の株主であることは認めるが、その余は原告らの主張の趣旨が明らかでないか原告らの独自の評価を述べるものにすぎないため、認否の要を見ない。

被告JERAに係る主張以外は不知。

なお、原告らの主張は、環境省・経済産業省が令和4年12月13日に公表（令和5年10月27日に修正）した「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排

⁶ なお、被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素排出量は、正確には、統合報告書（コーポレートコミュニケーションブック）に記載のとおりであり、2019年度においては1億2450万トンである（乙5・84頁）。

出量算定・報告・公表制度による令和元（2019）年度温室効果ガス排出量の集計結果」に基づくものと考えられるが、そこには、「当表に記載の温室効果ガス排出量について、事業者単位でのデータの単純比較は有意でない可能性があり、注意が必要である。」旨の注記がされていることを指摘しておく。

2 「2 被告らは大量のCO₂を排出する火力発電事業者であり、本件削減目標に沿った排出削減が求められること」（122～123頁）について

（1）「（1）被告らに求められる排出削減の水準と経路」（122頁）について

第1段落（「上述したように…」）は、被告JERAが、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを目指す「JERAゼロエミッション2050」を策定及び公表していることは認め（乙1・26頁、乙2・5頁）、被告JERAに係る主張以外は不知。

第2段落（「今日、問われて…」）及び第3段落（「既に述べたとおり…」）は、原告らの主張が、被告JERAが法的義務を負うという趣旨のものであるとすれば、争う。

（2）「（2）被告らが排出削減義務を負う排出量には、自社が保有する火力発電所からの排出量だけでなく、その販売電力に係る排出量が含まれるべきこと」（122～123頁）について

被告JERAが、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを目指す「JERAゼロエミッション2050」を策定及び公表していることは認め、その余は全体として争う。

(3) 「(3) 被告らはその販売に係るCO₂排出量をコントロールできること」
(123頁) について

第1段落(「被告らは、各企業…」)のうち、被告JERAに係る主張については、被告JERAが発電事業者の株式を保有していること、及び、被告JERAが直接又は関連小売事業会社を介して小売事業を行っていることは認める。被告JERAに係る主張以外は不知。

第2段落(「被告らは、これらの…」)及び第3段落(「被告らのポリシーには…」)のうち、被告JERAに係る主張については認める。被告JERAに係る主張以外は不知。

第4段落(「このように、被告らは…」)及び第5段落(「よって、本件訴訟に…」)は、全体として争う。

第6段落(「以下、それを前提に…」)は、認否の要を見ない。

3 「3 被告らの国内での販売にかかる電力からのCO₂排出の実態」(123～131頁) について

(1) 「(1) 被告JERAの設立経緯及び発電設備等」(訴状123～124頁) について

第1段落(「被告JERAは、福島…」)から第3段落(「うち、武豊火力5号機…」)までは認める。

第4段落(「被告JERAは統合…」)のうち、第1文及び「表18」の内容は認め、第2文は争う。

(2) 「(2) 被告東北電力の設立経緯及び発電設備等」から「(10) 被告四国電

力の設立経緯及び発電設備等」(124～131頁)までについて

全体として不知。

4 「4 被告らに求められる排出削減の水準と経路」(131～133頁)について

被告JERAに係る主張については、全体として否認ないし争う。被告JERAの発電事業に伴う二酸化炭素排出量は、2019年度において1億2450万トンであり、2021年度において1億2095万トンである(乙5・84頁)。なお、「表29」の「2019年度排出量の出典」においては、「常磐共同火力の50%(東北電力と50%ずつ)」と記載されているが、被告JERAの常磐共同火力株式会社の株式の持分割合は49.11%である。

被告JERAに係る主張以外は不知。

5 「5 小括」(134～135頁)について

争う。

第8 「第8 被告らに2030年度及び2035年度の排出許容量を超える排出をしてはならないことを求める本訴請求の必要性」(136～144頁)について

1 「1 被告らの中期削減計画における目標の実情」(136～137頁)について

被告 J E R A に係る主張について、被告 J E R A が、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを旨とする「J E R A ゼロエミッション2050」の実現に向けて、「表31」の「J E R A 販売電力」の行の「被告ら策定の間目標」の列に記載の計画を策定していること（乙1・27頁）、及び、被告 J E R A における2013年度の国内事業の二酸化炭素排出量が概ね約1.8億トンであること（乙1・55頁）は認め、その余は否認する。

被告 J E R A に係る主張以外は不知。

2 「2 被告らの2030年度目標は不明瞭で検証ができないものが多く、かつ不十分であること」（138頁）について

第1段落（「被告らは2050年…」）及び第2段落（「即ち、被告 J E R A は…」）については、被告 J E R A が「J E R A ゼロエミッション2050」を掲げているという限りで認め、その余は争う。被告 J E R A は、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを旨とする「J E R A ゼロエミッション2050」を策定及び公表しており、また、その実現に向けて、2030年度までに、二酸化炭素排出量について政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現するという計画を策定しているものであって、これらは何ら「極めて不明瞭かつ不十分」と評価されるものではない。

第3段落（「被告神戸製鋼は…」）から第6段落（「その他の被告らの…」）まではいずれも不知。

第7段落（「また、被告らによる…」）は争う。

3 「3 被告らの計画による2030年度の排出予定量は、求められる排出上限量を大きく上回ること」（138～139頁）について

被告 J E R A に係る主張のうち、被告 J E R A が 2 0 3 5 年度目標を定めていることは認め、その余は全体として否認ないし争う。そもそも、被告 J E R A は、原告らの主張する削減義務を負うものではない。なお、国内被告 J E R A グループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量は、2 0 1 9 年度において 1 3, 9 4 2 万トン、2 0 2 1 年度において 1 3, 1 7 6 万トンであり、被告 J E R A の発電事業に伴う二酸化炭素排出量は、2 0 1 9 年度において 1 2, 4 5 0 万トン、2 0 2 1 年度において 1 2, 0 9 5 万トンである（乙 5・8 4 頁）。

4 「4 被告らの排出削減対策は、水素アンモニア混焼、C C S の導入に依存したものであり、削減の実効性に欠ける対策であること」（1 3 9 ～ 1 4 2 頁）
について

第 1 段落（「被告らの中には・・・」）の被告 J E R A に係る主張のうち、被告 J E R A が排出削減対策として非効率石炭火力発電所のフェーズアウトを掲げていることは認め、その余は否認する。被告 J E R A は、2 0 3 0 年までに非効率石炭火力発電所（超臨界以下）を全台停廃止することを目指す計画を策定している（乙 1・2 7 頁）。

第 2 段落（「また、フェーズアウトの・・・」）の被告 J E R A に係る主張のうち、被告 J E R A がフェーズアウトの対象以外の石炭火力及び天然ガス火力について排出削減策として水素・アンモニア混燃を検討していることは認め、その余は否認する。被告 J E R A は、自らが運営する碧南火力発電所における水素・アンモニア混燃の内容を公表している（乙 9）。

第 3 段落（「不十分な削減目標の・・・」）の被告 J E R A に係る主張のうち、被告 J E R A が二酸化炭素排出量の削減計画において、石炭火力におけるアンモニア混燃や、L N G 火力発電所における水素混燃、炭素回収・貯留 C C S を利用しようとし

ていることは認め、その余は争う。

第4段落（「化石燃料由来の…」）から第9段落（「2024年6月5日…」）までのうち、被告JERAが火力発電の燃料である石炭とLNGをアンモニアと水素に置き換えることを「CO₂の出ない火」と表現していることは認め、その余の被告JERAに係る主張については否認ないし争う。

いずれの段落についても、被告JERAに係る主張以外は不知。

5 「5 2035年度の削減目標を定めているのは被告JERAのみであり、他の被告らの2050年までの削減経路は不明で、検証もできないこと」（142頁）について

被告JERAに係る主張のうち、被告JERAが2035年度までのCO₂削減目標を掲げていることは認め、その余は争う。

被告JERAに係る主張以外は不知。

6 「6 被告らによる2030年の電力供給計画量は2021年度の93%程度であり、うち石炭火力発電所による電力の割合は増加していること」（142～143頁）について

第1段落（「電力広域的運営推進機関…」）については、電力広域的運営推進機関（Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN）が作成した「電力広域的運営推進機関年次報告書—2021年度版—」の155頁に「表33」と同一の表が掲載されていることは認め、その余は否認ないし争う。上記報告書は、表3-3から表3-6までに記載された送電端電力量の値について次のとおり説明を加えている（乙10・154頁）。

「各発電事業者や各一般送配電事業者が一定の仮定の下で計算した各年度の電源種別の発電電力量（送電端）を合計した試算であり、実際の発電電力量とは異なる点について留意が必要である。

各発電事業者は、将来の契約や過去の実績等から自らの将来の販売電力量を予想した上で、現時点で事業者がそれぞれの年度において稼働可能な状態にあると想定する電源について、規制的措置による効果等を考慮しない前提で、運転コストが安いものから機械的に発電電力量を積み上げて、それらを計上している。

なお、原子力発電の今後の稼働状況、将来取引される電力に電源種が未確定なものが含まれていること、省エネ法に基づく発電効率に関する規制的措置による非効率石炭火力の発電量の抑制効果等は考慮されていないといった要因があるため、将来の発電電力量の構成は異なるものとなることに留意が必要であり、実際には、エネルギーミックスの目標に近づいていくことが想定される。」

また、重ねて、表3-4自体について、

「火力については、規制的措置による効果等を考慮しない前提で、事業者単位で運転コストが安いものから順に発電量を積み上げているため、運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられている。」

と記載されている（乙10・155頁）。原告らの主張は、これらの点を看過して、恰も被告らが実際に石炭火力発電による電力供給を増加させることを見込んでいるかの如く述べるものであり、誤導的である。

第2段落（「このことから…」）及び第3段落（「被告らの供給に…」）のうち、被告JERAに係る主張については否認ないし争い、被告JERAに係る主張以外は不知。

7 「7 小括」（143～144頁）について

全体として争う。

なお、被告 J E R A 答弁書第 2・3（4～6 頁）において述べたとおり、本件訴えは、将来給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を欠いており不適法である。

第 9 「第 9 再生可能エネルギーへの転換の実現可能性（結果回避可能性）」（144～146 頁）について

全体として不知。

第 10 「第 10 被告らの関連共同性」（147～150 頁）について

1 「1 被告らは電気事業低炭素社会協議会などを通して共通意思をもって CO₂対策を行う電力事業者であること」（147～150 頁）について

(1) 「(1) 電気事業低炭素社会協議会」（147～148 頁）について

第 1 段落（「被告 J E R A の株主…」）は、被告 J E R A の株主である東京電力フュエル&パワー株式会社の 100%親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社が電気事業連合会（以下「電事連」という。）に所属している電気事業者であることは認める。被告 J E R A に係る主張以外は不知。

第 2 段落（「同連合会は…」）のうち、電事連が 2015 年 7 月 17 日に「電気事業における低炭素社会実行計画」を策定したことは否認し、その余は認める。同計画は、電事連加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定したものであって（乙 11）、電事連が策定したものではない。

第3段落（「同協議会の設立目的…」）は認める。

第4段落（「なお、被告神戸製鋼は…」）は、不知。

（2）「（2）同協議会の「カーボンニュートラル行動計画」（148～149頁） について

第1段落（「2023年11月6日…」）は、否認する。電気事業低炭素社会協議会（The Electric Power Council for a Low Carbon Society。以下「ELCS」という。）は「経団連カーボンニュートラル計画」に合わせてカーボンニュートラル行動計画を改定したわけではない。

第2段落（「これは、安定供給を…」）は概ね認める。

第3段落（「同協議会の…」）は否認する。ELCSが公表するカーボンニュートラル行動計画においては、政府が省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を想定した場合の見通しが実現した場合の2030年度の国全体の二酸化炭素排出係数として「0.25kg-CO₂/kWh程度（使用端）」と記載されている（乙12）。また、一般社団法人日本経済団体連合会が作成した「経団連カーボンニュートラル行動計画 2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2023年度フォローアップ結果 総括編（2022年度実績）[確定版]」・116～117頁には、ELCSにおける火力発電事業を含む温室効果ガス排出削減の取組み事例が記載されている（乙13）。さらに、「経団連カーボンニュートラル行動計画2023年度フォローアップ調査回答票Ⅱ（『個別業種編』原稿）」35～39頁には、被告JERAを含む事業者の二酸化炭素排出削減の取組み事例が記載されている（乙14）。

第4段落（「その後、同協議会は…」）及び第5段落（「第6次エネルギー基本計画…」）については、「表35」における「2020年度実績」の「CO₂排出量」

及び「排出係数」並びに「2022年度実績」の「排出係数」について否認し、その余は認める。E L C S が公表する二酸化炭素削減実績は以下のとおりである（乙15）。

<CO₂削減実績>

年度	2013*	2015 (協議会設立)	2019	2020	2021	2022	2023
販売電力量 (億kWh)	8,703	8,314	7,764	7,469	7,503	7,486	7,382
CO ₂ 排出量 (億t-CO ₂)	4.93	4.41	3.45	3.29	3.26	3.27	3.11
CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.567	0.531	0.444	0.441	0.435	0.437	0.421

CO₂排出量・排出係数ともに調整後の値
 ※2013年度は電事連および新電力有志実績

(3) 「(3) 被告らが水素・アンモニア利用等で協力しあう関係にあること」(149～150頁) について

第1段落（「被告J E R Aは被告東北電力・・・」）は認める。

第2段落（「また、被告関西電力は・・・」）は不知。

第3段落（「このように、被告らは・・・」）は否認ないし争う。前記第8・4において述べたとおり、被告J E R Aは、2030年までに非効率石炭火力発電所を全台停廃止することを目指す計画を策定している。また、水素・アンモニア混燃は、石炭火力発電所の稼働を不必要に長期化させることを意図したものではなく、むしろ、二酸化炭素の排出量を削減しつつ、現存する石炭火力発電所を有効に利用することを目的としたものである（乙9、乙2・5頁）。したがって、被告J E R Aが、非効率石炭火力発電所を「温存する方向で協力しあっている」という事実はない。

2 「2 被告らの排出行為には719条1項が準用されること」(150頁) について

争う。

第 1 1 「第 1 1 結語」(1 5 0 頁) について

争う。

以 上